

2015年8月24日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

トーゴ (LOME) 向け貨物 B/L 記載必須事項に関するご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、トーゴ政府は、2015年8月1日より、同国諸港に発着する（トランシップ貨物を含む）全ての貨物を対象とした、電子データを積み地で提出する（ELECTRONIC CARGO TRACKING NOTES（以下、ECTN））の導入を決定しましたのでご案内申し上げます。

本制度開始により、CARGO MANIFEST 及びB/L 面上への ECTN の記載が必須となりますので、お客様におかれましては、船積み書類（S/I）に ECTN を必ず明記の上、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ECTN の確認が出来ない貨物に関しては、トーゴ側でペナルティーや通関が出来ない可能性もございますので、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 記

1. 対象貨物 トーゴ諸港に発着する（トランシップ貨物を含む）貨物（註1）
2. 適用開始日 2015年8月1日（B/L DATE）より  
\*尚、2015年8月1日～2015年11月30日までは、猶予期間となりますので、この期間に、ECTN の取得をお願い致します。
3. B/L 記載必須事項 ELECTRONIC CARGO TRACKING NOTES (ECTN)  
（註1）弊社は LOME 港発着する（トランシップ貨物を含む）貨物が対象となります。  
（註2）ECTN の取得につきましては、[www.antaser.com](http://www.antaser.com) をご参照願います。

以上

お問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。  
マーケティンググループ アフリカトレード担当（TEL：03-3587-7133）